

令和 2 年度第 1 1 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 9 月 1 日

担当部・課：復興政策部地域振興課〔内線 4 2 4 6〕

① 件 名
ふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」における寄附金額コースの廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 ふるさと納税制度については、年々、全国的に注目度が高まっており、財源確保のほか、地域資源の発信や地場産品の販路拡大という産業振興の観点からも効果的であることから、自治体間の競争が激化している状況である。</p> <p>本市のふるさと納税制度「がんばる石巻応援寄附」においては、生産（事業）者の協力のもと、寄附金額に応じた返礼品を贈呈しているが、生産（事業）者からは、コースに合わせた商品を用意することの負担が大きいとの声が寄せられている。</p> <p>また、ふるさと納税指定制度が令和元年 6 月から施行され、返礼品については、寄附金額の 3 割以内とするほか、当該自治体の住民が寄附した場合の贈呈を禁止する旨が規定されている。</p> <p>【目的】 ふるさと納税指定制度施行に伴う変更のほか、寄附者に対する返礼品について、寄附金額に応じたコースを廃止し、寄附金額を柔軟に設定することにより、返礼品目の充実と生産（事業）者の負担軽減を図り、本市への寄附増加につなげるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市寄附採納事務取扱規程（平成 17 年石巻市訓令第 46 号） ・がんばる石巻応援寄附要綱（平成 20 年石巻市告示第 253 号） ・がんばる石巻応援寄附に係る寄附採納事務の特例を定める規程（平成 22 年石巻市訓令第 27 号） ・石巻市会計規則（平成 17 年石巻市規則第 50 号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 0 年 1 0 月 がんばる石巻応援寄附要綱施行、寄附受付開始</p> <p>平成 2 3 年 3 月～6 月 東日本大震災発生により寄附受付休止</p> <p>平成 2 6 年 9 月 返礼品送付の再開、クレジットカード決済の導入等</p> <p>令和 元年 6 月 ふるさと納税指定制度施行</p>
⑤ 主な内容
<p>(1) 寄附金額に応じたコースを廃止し、寄附金額の 3 割以内と規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 寄附金額 5,000 円、10,000 円、20,000 円、30,000 円、50,000 円、100,000 円、300,000 円、500,000 円、1,000,000 円の 9 コース <p>(2) 本市に住民票を登録している者に対し返礼品を贈呈しない旨を規定</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 返礼品に対する寄附金額を柔軟に設定することにより、寄附者は千円単位で寄附金額を選択することができ、寄附者が望む控除額に対して最も適した金額の寄附が可能となる。</p> <p>また、現行では生産（事業）者が、コースに合わせて商品が 3 割以内となるよう商品の組合せや内容、包装袋等で細かな調整を行うなどの負担が生じていたが、コースを廃止することにより、提供したい商品内容を過不足なく最適な金額で設定することができる。</p> <p>なお、コース廃止に係る新たな財政負担は生じないほか、寄附金額の多様化や返礼品目の充実が図られることから、寄附金額の増加が見込まれる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
令和元年度県内上位自治体におけるコース設定の有無				
・コース設定あり	①角田市、③柴田町、④東松島市、⑥白石市			
・コース設定なし	②名取市、⑤大崎市、⑧松島町、⑨蔵王町、⑩亘理町、⑪気仙沼市			
※ 数字は順位				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
令和2年10月1日	がんばる石巻応援寄附要綱の一部改正			
	令和2年度ふるさと納税指定制度の指定開始			
8日	第18回返礼品選定評価委員会			
⑨ その他				
本市寄附受入額の実績等				
	年度	寄附件数	寄附金額	県内・全国順位
	平成29年度	17,731件	241,383千円	県内2位、全国312位
	平成30年度	15,589件	253,931千円	県内4位、全国331位
	令和元年度	25,932件	354,718千円	県内7位、全国344位